

仕様書

1：概要

本仕様書は、公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下、「公社」という。）の当社及び支社等において、東京都帰宅困難者対策条例に基づく大規模災害等発生時の職員及び来客者のための防災備蓄品等を調達するもので、その仕様について定める。

2：件名

防災備蓄品等の買入れ

3：納入場所

下記の各々の場所に指定数量（本仕様書5(2)で定める数量）を納入すること。
なお、納入日時については、各場所と調整すること。

- A 総務課（東京都千代田区神田佐久間町1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎4階）
TEL 03-3251-7899
- B 助成課（東京都千代田区神田練塀町3-3 大東ビル4階）
TEL 03-3251-7895
- C 浜松町館（東京都港区海岸1-7-1 東京都立産業貿易センター浜松町館）
TEL 03-3844-6220
- D 台東館（東京都台東区花川戸2-6-5 東京都立産業貿易センター台東館）
TEL 03-3844-6220
- E 京浜島勤労者厚生会館（東京都大田区京浜島2-9-1）
TEL 03-3790-2491
- F 城東支社（東京都葛飾区青戸7-2-5 城東地域中小企業振興センター）
TEL 03-5680-4631
- G 城南支社（東京都大田区南蒲田1-2 0-2 0 城南地域中小企業振興センター）
TEL 03-3733-6284
- H 多摩支社（東京都昭島市東町3-6-1 産業サポートスクエア・TAMA）
TEL 042-500-3901
- I 経営戦略課・国際事業課・中小企業世界発信プロジェクト事務局
（東京都千代田区神田和泉町1-1 3 住友商事神田和泉町ビル9階）
TEL 03-5822-7232
- J 創業支援課（東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル低層棟2階）
TEL 03-5220-1141
- K 東京都知的財産総合センター（東京都台東区台東1-3-5 反町商事ビル1階）
TEL 03-3832-3656

4：納入期限

令和2年11月30日まで

5：調達内容

(1) 調達品目及び仕様

①個別用セット

下記の内容を1セットとし、W37cm×D14cm×H22cm程度（ロッカーや机の下での保管が可能な大きさ）の箱に梱包し、箱表面に保存期限年月日、内容品目を表記すること。

- ・主食（7年保存）
 - レスキューライス・ドライカレー
 - レスキューライス・ピラフ
 - レスキューライス・わかめご飯 各3食分 計9食分
- ・飲料水（7年保存）
 - 容器：ペットボトル 500ml 水質：天然軟水 計6本
- ・防寒簡易ベッド
 - エアーマット：サイズ W60cm×L200cm×H8cm
 - 防寒カバー：サイズ W100cm×L200cm 1セット

②飲料水2ℓ（7年保存）

納入の際は6本／1箱で梱包し、梱包箱に保存期限年月日、内容品目を表記すること。
容器：ペットボトル2ℓ 水質：天然軟水

(2) 納入場所別調達数量

各納入先の調達数量は以下の表のとおりとする。

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	計
①	162	42	13	14	8	19	30	34	36	19	25	402
②	103	11	7	7	4	5	16	15	4	0	11	183

6：納入条件

- (1) 納入品目のカタログ、仕様の要求項目の根拠となるデータ等を事前に提出すること。
- (2) 受注者は、製品搬入前に出荷前検査を十分行い、検収前に製品に問題が生じた場合は、受注者の責任において問題を解決すること。
- (3) 受注者は、本仕様書に明示されていない事項で必要と認められる作業等は、公社担当者に報告し協議のうえ、受注者の責任において実施すること。

7：その他

(1) 保証

本仕様書に基づく納入品の瑕疵及び正常な使用状態で発生した不具合については、検収後1年間は、無償で修理又は良品との交換をすること。その際は、可能な限り速やかに対応するものとする。

る。

(2)守秘義務

受注者は、本製品の納入業務遂行によって知りえた秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

(3)納入及び検査

受注者は、納品時に公社による外観等の検査を受けなければならない。その結果、不適格と判定されたものについては、速やかに良品と交換すること。

(4)暴力団等排除に関する特約事項については、別紙に定めるところによる。

【本件担当】

公益財団法人東京都中小企業振興公社
企画管理部 総務課 施設係

Tel03-3251-7899 Fax03-3251-7796

契約情報の公表について

公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が 250 万円以上の契約案件を以下のとおり公表いたします。

①公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

②公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年 1 回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表いたします。

なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は契約締結後 14 日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができます。

【問い合わせ先】

公益財団法人東京都中小企業振興公社
総務課 経理係

TEL : 03-3251-7898 / FAX : 03-3251-7796

1 東京都グリーン購入推進方針

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、製品やサービスの生産から流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<製造段階での環境配慮>

- ① 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ② 余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ③ 再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

- ④ 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑤ 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑥ 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- ⑦ 分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑧ 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑨ 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

<その他の環境配慮>

- ⑩ 製造・使用・廃棄等の各段階で、有機物質を使用又は排出しないもの
- ⑪ 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- ⑫ その他

2 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- 1 ディーゼル車規制に適合する自動車であること
- 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。